

令和5年度

善通寺市
一般廃棄物処理実施計画

令和5年4月

令和 5 年度一般廃棄物処理実施計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 6 条第 1 項及び善通寺市廃棄物の処理及び資源の有効利用に関する条例（平成 25 年 12 月 17 日条例第 42 号）第 6 条の規定による令和 5 年度善通寺市一般廃棄物処理実施計画は、次のとおりとする。

1 処理する一般廃棄物の種類

- (1) 家庭系ごみ 市民の家庭から発生するごみ
- (2) 事業系ごみ 市内の事業所等から発生するごみで一般廃棄物に該当するもの
- (3) し尿及び浄化槽汚泥

2 処理区域

善通寺市内全域

3 家庭系ごみの処理

- (1) 市民は、家庭系ごみを下記の「ごみの分別と出し方」及び「ごみの収集日」に決められた方法により、環境推進連合会等が管理する定められた場所（定められた場所とは、原則としてそれを利用しようとする市民が協議のうえ位置を決め、その場所を市に申し出て、市が収集可能であると確認し、許可した「集積場所」をいう。）に排出し、市は生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、運搬及び処分するものとする。

ア ごみの分別と出し方 別紙 1 - 1 のとおり

イ ごみの収集日 別紙 1 - 2 のとおり

- (2) 市長が必要と認める次のものについては、市が別途対応する。

ア 市内及び河川等の一斉清掃ごみ
地域住民の公共の場所の清掃により生じたごみ

イ 不法投棄ごみ
公共の場所等に不法投棄されたごみで、原因者、土地の管理者等による処理が著しく困難であるもの

ウ その他
環境保全上、処理が必要なもの

4 事業系ごみの処理

- (1) 事業者は、ごみの発生抑制、再生利用等により積極的にごみの減量に努めるとともに、事業者自らの責任において適正に処理を行うものとする。
- (2) 事業者は自ら処理できない場合は、一般廃棄物と産業廃棄物の分別等を行った後、一般廃棄物についてのみ市長が指定する一般廃棄物処理施設に自ら搬入することができる。ただし、事業者自らの前処理等により当該事業系ごみの減量に努めた後でなければ当該一般廃棄物処理施設に搬入してはならない。

- (3) 事業者は、自ら市長が指定する一般廃棄物処理施設に搬入できない場合は、市長が許可した一般廃棄物収集運搬業者に収集運搬を委託し、適正に処理するものとする。

この場合、ごみの分別等を適正に行うとともに、事業系一般廃棄物の分別収集体制等を確立させなければならない。

- (4) 許可業者

市長の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者（以下「許可業者」という）は、ごみの分別区分に従い適正処理に努めるとともに生活環境の保全上支障が生じないよう収集、運搬又は処分を行わなければならない。

- 5 ごみの処理量の見込み及び収集・運搬計画並びに処理計画等
別紙 2 - 1 ~ 別紙 2 - 3 のとおり
- 6 し尿及び浄化槽汚泥の処理量の見込み及び処理計画
別紙 3 のとおり
- 7 排出抑制施策等
別紙 4 のとおり

別紙 1-1
ア ごみの分別と出し方

収集区分	品目例	出し方
燃えるごみ	調理くず・残飯・貝殻 少量の剪定枝・木・草 繊維くず・毛糸玉・ぬいぐるみ・枕・羽入り衣類・布製品 ゴム製品、ゴム手・長靴・革製品、カバン・シューズ プラスチック製品、バケツ・ハンガー・CD、ケース・カセット、ビデオテープ 資源にならない紙製品・紙くず・感熱紙・伝票類・写真 紙おむつ・衛生用品 在宅医療廃棄物のうち非鋭利なもの点滴バッグ・栄養剤バッグ・ペン型カートリッジ	普通寺市指定袋に入れて出してください。 ●収集日の午前8時30分までに出してください。 ●市指定袋の口は結んで出してください。 ●生ごみは、できるだけ家庭でリサイクルしてください。 生ごみを出す場合は、水切りを十分に行ってください。 ●紙おむつは汚物を取り除いてください。 ●少量の剪定枝、木等を出す場合は50cm以下に切って飛散又は流失するおそれがないように市指定袋に収納してください。 自己搬入する場合 直接、仲善クリーンセンターへ搬入してください。 手数料 10kg 200円 直接支払いしてください。 搬入日時 月～金の午前8時30分～午後3時 (土・日・祝日・年末年始は休み) ●普通寺市指定袋に入ったものは未来クルパーク21への持込みができます。 搬入日時 月～金の午前7時～午後4時 (土・日・祝日・年末年始は休み)
燃えないごみ	ガラス製品・耐熱ガラス・板ガラス・コップ・花瓶 陶磁器類・瀬戸物類・植木鉢・灰皿・茶碗・皿・湯飲み・急須・壺・磁石 腐食した金属類(市指定袋に入るもの)・マニキュア瓶・自転車のタイヤ 灰(少量)・炭・練炭 複合素材でできたもの(金属とプラスチック・金属と木など) 園芸用(少量)の砂・砂利・ペット用の砂	普通寺市指定袋に入れて出してください。 ●収集日の午前8時30分までに出してください。 ●市指定袋の口は結んで出してください。 自己搬入する場合 環境課でごみの内容、分別等を確認後、手数料を支払い「不燃物等確認書」を持ってエコランド林ヶ谷へ搬入してください。 手数料 軽トラック1台 1,500円 1t車1台 3,000円 搬入日時 月～金の午前9時～午後3時 (土・日・祝日・年末年始は休み) ●普通寺市指定収集袋に入ったものは未来クルパーク21への持込みができます。 搬入日時 月～金の午後1時～午後4時 (土・日・祝日・年末年始は休み)
(資源類ごみ)	新聞類	新聞紙、折り込みチラシ(広告) ●ビニール紐で十文字にばらけないようにしっかりとしばって出してください。
	ダンボール類	ダンボール、ダンボール紙、ラップの芯(厚手)、茶色紙の米袋等 ●粘着テープ(荷造りテープ)、ホッチキスの針等をのけてください。 ●ビニール紐で十文字にばらけないようにしっかりとしばって出してください。
	雑誌類(その他紙類)	雑誌、カタログ、絵本、辞書類、参考書等 ●辞書類のビニールカバー通販カタログのビニール袋などはのけてください。 ●ビニール紐で十文字にばらけないようにしっかりとしばって出してください。 紙製容器包装類(紙箱、紙袋、包装紙、紙トレイ、手提げ袋、紙筒等) ●中身・汚れを取りのぞいてください。 ●ビニール、金属をのけてください。 ●アルバム、手帳など複合素材のものは燃えるごみに出してください。 ●紙製容器も紐で十文字にしばって雑誌と一緒に出してください。 ●ハガキより小さいもので紐でしばれないものは、その他紙類容器に入れてください。
	牛乳パック類	牛乳、飲料水の紙パック ●水洗いをして乾かしてください。 ●開いて紐で十文字にしばって出してください。 ●その他紙類容器に入れてください。 (内側が銀、茶色のものは燃えるごみに出してください。)

(空き缶) 資源ごみ	アルミ缶 スチール缶	飲料缶、缶詰等	<ul style="list-style-type: none"> ●水ですすいで水切りをして出してください。 ●機械処理するのに支障がでるので、つぶさないで出してください。 ●機械処理の関係でミルク缶より小さいもの(17cmまで)が対象になります。 ●スプレー缶は中身を使い切り、穴を開けずに出してください。
(生びん) 資源ごみ	一升びん	酒、醤油(茶色、緑色)のみ	<ul style="list-style-type: none"> ●キャップを外して水ですすいで水切りをして出してください。 ●ヒビやカケがないことを確認してラベルをはがさずにください。 ●キャップを外して専用容器には入れずに、専用容器の横に立てて置いてください。
	ビールびん	大、中、小(外国製・地ビールを除く)	<ul style="list-style-type: none"> ●キャップを外して水ですすいで水切りをして出してください。 ●ヒビやカケがないことを確認してラベルをはがさずにください。 ●専用容器には入れずに、専用容器の横に立てて置いてください。 ●地ビール(地域限定)、外国産ビールは駄びんで出してください。 ●ワンウェイびんは、駄びんで出してください。
(駄びん) 資源ごみ	無色透明びん	酒、醤油、酢、海苔のびん、調味料びん、化粧品のびん、洋酒びんなど	<ul style="list-style-type: none"> ●キャップを外して水ですすいで水切りをして出してください。 ●色別に選別して水色の専用容器に入れてください。 ●口の部分が透明のもの、表面を赤色にコーティング加工しているものはその他びんに出してください。 ●コップ・ガラス皿・花瓶・灰皿・陶器類・耐熱ガラス・板ガラスなどは、燃えないごみに出してください。
	茶色びん	酒、醤油、調味料、化粧品のびん、洋酒びんなど	
	その他のびん	酒、醤油、酢、調味料びん、洋酒びんなど (水、緑、黒、青、黄、赤色など)	
(布類) 資源ごみ	衣類、和服、下着、毛布、シーツ、タオル等		<ul style="list-style-type: none"> ●透明または半透明の中が見える袋に入れて出してください。 ●著しく傷み・汚れのあるものは燃えるごみに出してください。 ●下着類は燃えるごみに出すこともできます。 ●毛糸玉・綿入りの衣類・座布団・枕・クッション・羽入りの衣類・ベルト・帽子などは燃えるごみに出してください。
(ペットボトル) 資源ごみ	飲料用、酒、醤油、調味料等		<ul style="list-style-type: none"> ●キャップを外して水ですすいで水切りをして出してください。 ●機械処理するのに支障がでるので、つぶさないで出してください。 ●ラベル、リング、飲み口部分は無理にのけなくてもかまいません。

<p>(プラスチック資源ごみ)</p> <p>資源ごみ</p> <p>製容器包装)</p>	<p>ボトル類、容器類、チューブ類、カップめん類 パック類、発泡スチロール類、ポリ袋・レジ袋 食品等の外袋類、緩衝材類、トレイ類 キャップ類、外装フィルム・ラップ類、 網袋・網籠類</p>	<p>【容器】とは商品を入れていたものです。(袋も該当) 【包装】とは商品を包んでいたものです。 ●配布された専用の白い網に入れてください。 ●水洗いをして乾かして出してください。 ●紙類・紐類・金属類・シール等をのけてください。 ●ペットボトルは入れないでください。 ●著しく汚れているものは燃えるごみに出してください。 ●発泡トレイ等はスーパーの回収ボックスを利用することもできます。</p>
<p>金属類</p>	<p>鉄・ブリキ製品 アルミ製品、ステンレス、銅、真鍮、鋳物 オートバイ(90ccまで) バッテリー類 自転車</p>	<p>●金属製の立体物は長辺が1mまでのものとします。 ●金属製の棒状のものや板状のものは長さ2mまでのものとします。 ●大きいものでも解体し決められた大きさにすれば(金属類)として出せます。 ●決められた大きさを超えるものは粗大ごみになります。 ●一度に大量に出さず、数回に分けて出してください。 ●ストーブ等の灯油は使いきるか抜き取ってください。 ●釘・ナット・クリップ・針・おもり・釣り針等の金属類は小さすぎて圧縮処理ができないので、燃えないごみの袋に入れて出してください。</p>
<p>(使用済小型電子機器)</p> <p>資源ごみ</p>	<p>●回収ボックス ①携帯電話 ②電話機 ③公衆用PHS端末 ④電気かみそり ⑤電動歯ブラシ ⑥ヘアードライヤー ⑦電気アイロン ⑧ビデオテープレコーダー ⑨デジタルカメラ ⑩DVDブルーレイデッキ ⑪地上デジタルチューナー ⑫CSデジタルチューナー ⑬ケーブルテレビチューナー ⑭パソコンなどサイズの目安として15cm×30cm以下のもの</p> <p>●資源ごみ集積場所 ①ビデオプロジェクション ②プロジェクター ③プリンター ④家庭用吸入器 ⑤加湿器 ⑥空気清浄機 ⑦除湿機 ⑧家庭用マッサージ機 ⑨家庭用医療用物質生成器 ⑩家庭用磁気・熱治療器 ⑪ジューサーミキサー ⑫電磁調理器卓上型 ⑬食器洗い乾燥機など大きさが15cm×30cm以上から1mまでのもの</p>	<p>●ご家庭で使用済みとなった電気や電池のどちらかを 使用するもので、長辺が1mまでの家電製品が対象となります。小型家電の中でも特に小さいものや携帯電話等で個人情報の含まれる機器は事前に個人情報を消去して回収ボックスに投入してください。 回収ボックスの設置場所 各地区公民館、市民会館及び未来クルパーク21 ●回収ボックスに入らないパソコンは、未来クルパーク21まで持ち込んでください。</p> <p>●各地区のごみステーション(資源ごみ集積場所)の金属類の隣に出してください。</p>
<p>廃食用油</p>	<p>家庭用廃食用油</p>	<p>●ご家庭から調理の際に出る使用済みの油「廃食用油」を未来クルパーク21に持ち込むことができます。 ●地区公民館にも専用コンテナを設置してあります。 ●燃えるごみとして捨てる場合は、必ず布・紙に含ませるか固めてください。 ●エンジンオイル機械油などは出せません。</p>
<p>資源ごみの自己搬入</p>		<p>●臨時に資源ごみを処理・処分する必要がある場合は未来クルパーク21へ持込みができます。 ●市で決められた分別表に基づき種類ごとに分別し搬入してください。 ●手数料 家庭系:無料 事業系:有料 10kg 200円(別途取り決め事項あり) 搬入日時 月～金の午後1時～午後4時 (土・日・祝日・年末年始は休み)</p>

<p>臨時・粗大ごみ</p>	<p>家具(タンス、ベッド、ソファ、本箱、机、椅子、カーペット等) 大型日用品(布団、衣料ケース等) 大型家電品(ファンヒーター、扇風機、こたつ等) 特定家庭用機器再商品化法対象商品 (テレビ、エアコン、冷蔵庫及び冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機)</p>	<p>●ごみ集積場所へは出せませんので、未来クルパーク21に電話で申し込みください。戸別収集の場合は粗大ごみ処理シールが必要になります。自己搬入する場合は10kg/100円になります。家電リサイクル法により特定家庭用機器はお買い上げ小売店または、買い替え時の小売店に引取りを依頼してください。 ●購入された小売店が廃業したり、遠方などで処理ができない場合は、環境課にご相談ください。引取りには「リサイクル料金」が必要です。 ※郵便局で品名・メーカー名を申し出たうえ「リサイクル料金」を支払い家電リサイクル券をお求めください。 ※テレビはメーカー・大きさ・ブラウン管式・(液晶・プラズマ式)、冷蔵庫などはメーカー・総内容量によってリサイクル料金が異なります。 ※環境課に依頼する場合は、「リサイクル料金」とは別に収集・保管運搬料として2,000円分の臨時・粗大ごみ処理シールが手数料として必要です。 ※家電リサイクル券は特定家庭用機器に貼付けないでください。 ●指定引取場所へは直接、自己搬入することもできます。</p>
<p>有害ごみ</p>	<p>電池(乾電池・充電電池・ボタン電池) ライター類 蛍光灯管・電球</p>	<p>●有害ごみは燃えないごみの収集日に出してください。 ●電池は集積場所の赤い有害ごみの袋に入れてください。 ●ライター類はガスを使い切り自宅にある透明な袋に入れて電池類とは別に出してください。 ●蛍光灯管・電球・体温計・温度計は、集積場所の蛍光灯電球、体温計専用の袋に入れてください。 ●水銀入りの体温計・温度計・血圧計は自宅にある透明な袋に入れて電池類とは別に出してください。 ●蛍光灯管は購入時の紙容器に入れて出してもかまいません。 ●デジタル体温計はボタン電池をのけて小型家電に出してください。</p>

<p>市で引き取りできないごみ</p>	<p>品目例</p>
<p>危険・有害物</p>	<p>有害性のあるもの(農薬・薬品等) 引火性又は爆発性のあるもの(廃油、塗料、溶剤、火薬、LPガスボンベ、未使用花火)</p>
<p>運搬・適正処理困難物</p>	<p>重量物(ピアノ、90ccを越えるオートバイ)、耐火金庫 適正処理困難物(オイルヒーター、冷媒ガスの入った物、仏壇仏具、神棚神具等)は販売店か処理業者にご相談ください。</p>
<p>事業系一般廃棄物</p>	<p>事務所・商店から事業活動(一般家庭以外)に伴って排出される産業廃棄物以外の事業系一般廃棄物 ●農業用機械・器具・部品・などは、農協等の購入店、販売店でご相談ください。</p> <p>※市の施設等へ自己搬入する場合 ・燃えるごみは、直接、仲善クリーンセンターへ持込みが可能です。(有料) ・資源ごみのうち、紙類・空き缶・びん類・衣類・ペットボトルは、直接、未来クルパーク21へ持込みが可能です。(有料)</p> <p>※産業廃棄物にあたるものは、搬入できません。</p> <p>※善通寺市一般廃棄物収集運搬許可業者に委託してください。</p>
<p>法律等で回収方法が定められたもの</p>	<p>自動車リサイクル法によるもの(自動車等のタイヤ・ホイール) 医療廃棄物鋭利なもの(注射針、注射器) 消火器リサイクルによるもの(消火器)</p>

別紙 1-2

イ ごみの収集日

○燃えるごみ

収集地区	収集曜日
西部・吉原・中央(生野本町等を除く)・筆岡	月・木
竜川・南部・中央(生野本町等)・東部・与北	火・金

- 正月三が日は、原則として収集がありません。
- ごみの分別とごみ出しのマナーを守って出してください。
- 燃えるごみは、決められた地域の集積場所へ市指定袋に入れて出してください。
- 収集日当日の朝8時30分までに出してください。
- 燃えるごみの50%は「生ごみ」と言われています。市民一人ひとりが家庭で生ごみをリサイクルし、減量化に取り組んでください。
- 生ごみは水切りを十分にして出してください。

別紙2-1
ごみの収集・運搬計画並びに処理計画

ごみの種類	収集・運搬計画					処理計画			
	収集主体	収集区域	収集回数	収集方法	排出容器等	処理主体	処理方法	最終処理	処理方法
燃えるごみ	直営	市内全域	週2回	ステーション方式	市指定袋	広域	焼却	広域	埋立
	自己搬入		月～金 午前7時～午後4時	未来クルレパーク21への自己搬入					
燃えないごみ	直営	市内全域	月1回	ステーション方式	市指定袋	市	選別解体	市	埋立
	自己搬入		月～金 午後1時～午後4時	未来クルレパーク21への自己搬入					
資源ごみ	直営※	市内全域	月1回	ステーション方式 使用済み小型電子機器についてはステーション方式とボックス回収方式との併用とする	新聞紙類、段ボール等、雑誌類等は、ビニール紐で十文字に縛って出す。牛乳パック類、その他紙類の他の紙類容器に入れる。空き缶は、機械処理に支障をきたすため潰さないで集積場所に出す。 小型電子機器の内、特に小さい物については、市役所・地区公民館・未来クルレパーク21に設置する小型家電回収ボックスに投入する。	資源化業者	資源化処理(選別・梱包)	市	埋立
	直営		月～金 午後1時～午後4時	未来クルレパーク21への自己搬入					
臨時粗大ごみ	直営	市内全域	月・木	電話申込みによる戸別収集方式(シール制)	収集車両の進入できるところまで持ち出す。	市	解体 資源化	市	埋立
	自己搬入		月～金 午後1時～午後4時	未来クルレパーク21への自己搬入					
有害ごみ (筒型乾電池・蛍光管・水銀体温計・ライター)	直営	市内全域	月1回、燃えないごみの収集日	ステーション方式	筒型乾電池は集積場所の赤い専用袋に入れる。 蛍光灯管・電球体温計・温度計は白い専用袋へ入れる。	市	資源化	市	埋立
	自己搬入		月～金 午後1時～午後4時	未来クルレパーク21への自己搬入					
犬、猫等小動物の死体	直営	市内全域	随時	電話申込みにより随時収集又は自己搬入	筒型乾電池は集積場所の赤い専用袋に入れる。 蛍光灯管・電球体温計・温度計は白い専用袋へ入れる。	市	焼却	市	埋立
	許可業者 自己搬入		随時	電話申込みにより随時収集又は自己搬入					
燃えるごみ	許可業者 自己搬入	市内全域	随時	電話申込みにより随時収集又は自己搬入	筒型乾電池は集積場所の赤い専用袋に入れる。 蛍光灯管・電球体温計・温度計は白い専用袋へ入れる。	市	焼却	市	埋立
燃えないごみ	自己搬入		随時	電話申込みにより随時収集又は自己搬入					
資源ごみ	自己搬入	市内全域	随時	電話申込みにより随時収集又は自己搬入	筒型乾電池は集積場所の赤い専用袋に入れる。 蛍光灯管・電球体温計・温度計は白い専用袋へ入れる。	事業所	資源化	事業所	埋立
	自己搬入		随時	電話申込みにより随時収集又は自己搬入					

※年度途中より業務委託の予定。

別紙2-2

1 特別管理一般廃棄物の処理

- (1) 特別管理一般廃棄物のうち、感染性廃棄物の処理については、『廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル』(平成30年3月環境省 環境再生・資源循環局)により処理する。
- (2) 医療関係機関等は、感染性廃棄物を自らの責任の下で、自ら又は特別管理産業廃棄物処理業の許可を有する業者(感染性廃棄物の取扱いの許可を有するものに限る。)に委託して処理する。
- (3) 医療関係機関等が、感染性廃棄物(特別管理一般廃棄物に限る。)を自ら市長の指定する処理施設(焼却処理施設に限る。)に持込み、処理を受けようとする場合には適正に分別して運搬し当該施設の管理者に特別管理一般廃棄物である旨を申し出て、その指示に従って処理する。

2 在宅医療に伴う廃棄物

在宅医療に伴い家庭から排出される注射器、人口透析器具等の中でも鋭利なものの医療系廃棄物については、原則当該器具等を貸与し、又は販売した医療機関等に返却し処理する。

別紙2-3

中間処理計画

ア 焼却施設

施設名	仲善クリーンセンター
事業主体	中讃広域行政事務組合
所在地	仲多度郡琴平町五条1050番地
処理方式	准連続燃焼ストーカ方式
処理能力	60t/1日(30t/16h×2炉)
稼動年次	平成9年10月
搬入量見込み	4,320t
残渣処分方法	埋立処分

イ 破碎施設

施設名	未来クルパーク21
事業主体	善通寺市
所在地	善通寺市原田町43
処理方式	二軸剪断式破碎機
稼動年次	平成12年4月
搬入量	0t
残渣処分方法	埋立・焼却処分

ウ 選別施設

施設名	未来クルパーク21		
事業主体	善通寺市		
所在地	善通寺市原田町43		
処理対象物	空き缶	駄びん	プラスチック製容器包装
処理方式	ベルトコンベヤ 磁力選別 アルミ選別	ベルトコンベヤ 手選別	ベルトコンベヤ 手選別
処理量見込み	39t	131t	108t
残渣処分方法	埋立処分	埋立処分	埋立・焼却処分

別紙3

し尿及び浄化槽汚泥処理実施計画

1 対 象

(1) 対 象 区 域 普通寺市内全域

(2) 人 口 30,431人 (令和5年4月1日現在)

2 収集・運搬計画

一般廃棄物の種類	処理主体	内 容				
		収集量(kℓ)	収集区域	収集回数	収集方法	中継施設
し尿	委託業者	1,517	市内一円	1回～24回/年	計画収集	西山中継所 溜枘:27kℓ
浄化槽汚泥	許可業者	2,312	市内一円	随 時	申込収集	-

3 中間処理計画

し尿	●処理施設の概要			
	施設名	瀬戸グリーンセンター		
	所在地	香川県仲多度郡多度津町堀江五丁目11番地		
	形 式	標準脱窒素処理方式		
	処理能力	174kl/1日		
	●搬入される廃棄物の量・残渣の量・処分方法			
	処理主体	廃棄物の量(kℓ)	残渣の量(kℓ)	処 分 方 法
	委託業者	1,517	—	標準脱窒素処理方式・高度処理 (残渣は焼却)
	許可業者	—	—	—
	個人搬入	—	—	—

浄化槽汚泥	●処理施設の概要			
	施設名	瀬戸グリーンセンター		
	所在地	香川県仲多度郡多度津町堀江五丁目11番地		
	形式	標準脱窒素処理方式		
	処理能力	174kl/1日		
	●搬入される廃棄物の量・残渣の量・処分方法			
	処理主体	廃棄物の量 (kl)	残渣の量 (kl)	処分方法
	市直営	—	—	—
	許可業者	2,312	—	標準脱窒素処理方式・高度処理 (残渣は焼却)
	排出者	—	—	—

4 一般廃棄物業及び浄化槽清掃業等の許可

(1) 一般廃棄物処理業(ごみの収集・運搬:浄化槽汚泥の収集運搬)

許可期間:令和4年4月1日～令和6年3月31日(許可の更新は、2年毎。)

許可を受けようとする者は個人又は法人(法人においては営利法人及び公共性を有する法人に限る。)とし、一般廃棄物処理業許可申請書を市長に提出し許可を受けなければならない。

ただし、許可申請期間以外では、申請は受付ない。なお、許可業者数の増減は市長が決定する。

(2) 浄化槽清掃業(浄化槽の清掃・点検)

許可を受けようとする者は個人又は法人(法人においては営利法人及び公共性を有する法人に限る。)とし、一般廃棄物処理業許可申請書を市長に提出し許可を受けなければならない。

なお、許可業者数の増減は市長が決定する。

(3) 一般廃棄物（ごみ）処理業許可業者

No.	氏名・法人名	住所・所在地
1	近藤 誠一	善通寺市金蔵寺町10番地
2	株式会社 富士クリーン	綾歌郡綾川町山田下2994番地1
3	有限会社 中讃クリーン	仲多度郡琴平町412番地
4	有限会社 伸栄	坂出市府中町3800番地16
5	有限会社 丸亀リサイクルプラザ	丸亀市土器町北二丁目17番地
6	シコク環境ビジネス 株式会社	丸亀市垂水町5番地4
7	株式会社 山下	善通寺市稲木町32番地2
8	株式会社 MCS	高松市三谷町3977番地
9	有限会社 サンクリーン香川	善通寺市原田町2310番地9
10	株式会社 匠	丸亀市田村町1220番地4
11	有限会社 平野クリーン	善通寺市善通寺町二丁目4番19号
12	公益社団法人 仲善広域 シルバー人材センター	善通寺市生野町783番地1
13	協同組合 エコロ	善通寺市与北町2871番地1
14	株式会社 二大緑化産業	丸亀市中府町一丁目6番62号
15	有限会社 詫間清掃	三豊市詫間町詫間6907番地22
16	株式会社 パブリック	観音寺市大野原町福田原241番地1
17	株式会社 塵芥センター	高松市一宮町1686番地6
18	株式会社 松本光春商店	高松市今里町二丁目29-15
19	株式会社 上野	善通寺市上吉田町5丁目10番23号
20	和氣 則男	丸亀市田村町847番地2
21	株式会社 北星	善通寺市与北町330番地1
22	有限会社 ウイルパワー	丸亀市東小川1174番地

許可期間 令和4年4月1日～令和6年3月31日

(4) 一般廃棄物（し尿・浄化槽汚泥）処理業及び浄化槽清掃業許可業者

No.	氏名・法人名	住所・所在地
1	(有)森清掃社	仲多度郡琴平町1252番地2
2	(有)宮武清掃社	仲多度郡多度津町西港町37番地
3	坂出クリーン(株)	坂出市西庄町700番地1
4	シコク環境ビジネス(株)	丸亀市垂水町5番地4
5	(株)ガイア	高松市勅使町1295番地1
6	(有)西本衛生	仲多度郡琴平町377番地3
7	(有)サンククリーン	観音寺市豊浜町和田浜1473番地2
8	(株)ダックス	三豊市高瀬町下勝間1643番地3
9	盛和実業(有)	坂出市川津町5958番地

許可期間 令和4年4月1日～令和6年3月31日

別紙4

排出抑制施策等

事業名	事業内容	対象
家庭ごみの正しい出し方・収集計画表の発行とホームページへの掲載	ごみ収集日程のカレンダーをコース別に作成し、環境推進連合会を通じて配付する。また、カレンダーの内容等を市ホームページに掲載する。	市民
地区別研修会の開催	市内8地区で家庭ごみの正しい出し方、ごみの減量化等についての研修会を開催する。	市民
広報紙への掲載	随時、「広報ぜんつうじ」にごみの正しい出し方、ごみ減量・資源化に関する記事等を掲載する。	市民
ごみ処理・リサイクル施設見学会の実施	ごみ処理の現状とリサイクルの状況を見学していただき、ごみについての理解と認識を深めてもらう。	市民・小学生 及び 市外関係団体
エコライフ講座	古布等を再利用し、新たな品物を作り出す。	市民
「ごみ分別ガイドブック」改定版を発行	「ごみ分別ガイドブック」を市内全家庭に配布し、適切な分別とごみ減量化を推進する。	市民
生ごみリサイクル事業	生ごみの自家処理による可燃ごみの減量化を図るため生ごみ処理機等を購入した世帯に対して補助金を交付する。	市民